

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例(平成 6 年 12 月)
	埼玉県環境基本計画(第 5 次)(令和 4 年 4 月)
	第 4 次埼玉県国土利用計画(平成 22 年 12 月)
	埼玉県土地利用基本計画(平成 25 年 2 月)
	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)(令和 2 年 3 月)
	まちづくり埼玉プラン(平成 30 年 3 月)
	埼玉県 5 か年計画(令和 4 年 3 月)
	第 3 次埼玉県広域緑地計画(令和 4 年 4 月)
	第 9 次廃棄物処理基本計画(令和 3 年 3 月)
	埼玉県景観計画(平成 19 年 8 月告示、平成 28 年 3 月 29 日変更告示、平成 28 年 4 月 1 日施行)
深谷市	深谷市環境基本計画(平成 30 年 3 月)
	第 2 次深谷市総合計画(平成 30 年 3 月)
	深谷市都市計画マスタープラン(平成 24 年 3 月)
	深谷市一般廃棄物処理基本計画(平成 29 年 3 月)

表 6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)</p>	<p>事業者は、事業活動に伴い生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種の使用に努める。 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
<p>埼玉県環境基本計画 (第5次)(令和4年4月)</p>	<p>21 世紀半ばを展望した長期的な目標(将来像)を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり <p>【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動対策の推進 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 みどりの保全と創出 生物多様性と生態系の保全 恵み豊かな川との共生と水環境の保全 安全な大気環境や身近な生活環境の保全 経済との好循環と環境科学・技術の振興 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機種の使用に努める。 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。 施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
<p>第4次埼玉県国土利用計画(平成22年12月)</p>	<p>「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、4つの基本方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県土の有効利用 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 安心・安全な県土利用 多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> 工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。 排ガスの排出濃度は関係法令を遵守するとともに、排ガス処理設備の適正な運転管理を行う事で排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
<p>埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)</p>	<p>計画地は、本計画で「県北(北部)地域」の都市地域(市街化区域)に属しており、土地利用の基本方向として、以下が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域コミュニティを維持するため、農家住宅の空き家などの低未利用地の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。 工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。 排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。

表 6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期) (令和2年3月)</p>	<p>埼玉県の目指すべき将来像として「脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げて、下記の削減目標と各部門の緩和策が示されている。</p> <p>【削減目標】 2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する</p> <p>【各部門における将来の姿】 廃棄物、その他温室効果ガス： ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)による廃棄物の減量化・再利用の推進 ・太陽光パネルリサイクルの推進 ・プラスチックごみの発生抑制 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援 ・廃棄物系バイオマス等利活用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図る。 ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 ・工事中及び施設の稼働時における廃棄物は、関係法令を遵守して適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。
<p>まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)</p>	<p>県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。</p> <p>【将来都市像】 ・みどり輝く 生きがい創造都市 ・～暮らし続けるふるさと埼玉～</p> <p>【まちづくりの目標】 ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園の共生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。
<p>埼玉県5か年計画 (令和4年3月)</p>	<p>令和4年度～令和8年度までの5か年計画として、埼玉県は2040年を見据えて3つの将来像の実現を目指すこととしている。</p> <p>【埼玉県の目指す3つの将来像】 ・安心・安全の追求～Resilience～ ・誰もが輝く社会～Empowerment～ ・持続可能な成長～Sustainability～</p> <p>埼玉県の目指す将来像の実現に向け、「埼玉版SDGsの推進」、「新たな社会に向けた変革」の2つの基本姿勢を反映するため、12の針路、54の分野別施策を示している。</p> <p>【針路】 ・災害・危機に強い埼玉の構築 ・県民の暮らしの安心確保 ・介護・医療体制の充実 ・子育てに希望が持てる社会の実現 ・未来を創る子供たちの育成 ・人生100年を見据えたシニアの活躍の推進 ・誰もが活躍し共に生きる社会の実現 ・支えあい魅力あふれる地域社会の構築 ・未来を見据えた社会基盤の創造 ・豊かな自然と共生する社会の実現 ・稼げる力の向上 ・儲かる農林業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガスの排出濃度は関係法令を遵守するとともに、排ガス処理設備の定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う事で排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。 ・プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
<p>第3次埼玉県広域緑地計画 (令和4年4月)</p>	<p>身近な緑に関する施策の方針として、3つの基本方針とそれぞれの展開方針を掲げている。</p> <p>【基本方針及び主な取組】 ・緑を保全する 多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」等の保全・活用等 ・緑を創出する 屋上緑化や壁面緑化等の促進等 ・緑を活用する 担い手の育成と活動支援(保全・創出・活用)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積は、敷地面積の20%以上の面積を確保する。 ・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。

表 6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第9次廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するために策定された。</p> <p>【計画の概要】 (1) 将来像 県、市町村、県民及び事業者等のすべてのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現 (2) 基本方針 第1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を促進する。 第2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する 第3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。 第4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。 (3) 令和7年度の目標数値 【一般廃棄物】 ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 440g/人(平成30年度:5241t) ・ 年間の事業系ごみ排出量 45万1千t(平成30年度:53万5千t) ・ 1人1日当たりの最終処分量 28g/人(平成30年度:34g) ・ 再利用率 33.6%(平成30年度:23.9%) 【産業廃棄物】 ・ 年間の最終処分量 15万t(平成30年度:15万9千t)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・ 工事中及び施設の稼働時における廃棄物は、関係法令を遵守して適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・ 可能な限り焼却後の焼却主灰の再利用を図る等、3Rの推進に努める。 ・ 施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
<p>埼玉県景観計画 (平成19年8月告示、平成28年3月29日変更告示、平成28年4月1日施行)</p>	<p>埼玉県の景観計画として、将来の景観像や基本目標や基本方針が示されている。なお、本計画は、埼玉県全域を景観区域として定めており、計画地は、一般課題対応区域の「都市地域」に属している。</p> <p>【将来の景観像】 県内外のあらゆる人々が、埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現 【基本目標】 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造すること 【基本方針】 (1) 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり (2) 歴史と伝統が語られる景観づくり (3) 身近な生活環境をよくする景観づくり (4) 県民が主体となった景観づくり (5) 地域間の交流を進める景観づくり</p> <p>なお、計画地の属する一般課題対応区域では、高さ15m以上もしくは建築面積1,000m²を超える建築物の新設は、届出が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の環境と調和する色彩を採用する。 ・ 圧迫感を与えない施設の形状及び配置計画に努める。 ・ 緑地面積は、敷地面積の20%以上の面積を確保する。 ・ 整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。

表6-2(4) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>深谷市環境基本計画 (平成 30 年 3 月)</p>	<p>目指すべき環境像を実現するため環境の保全・創造に関する 5 つの基本目標を定めている。 【目指すべき環境像】 「安心とやすらぎを感じられるまち～市民が住みやすく地球環境がまもられるまち～」 【基本目標】 ・地球への不可が少ない低炭素なまちづくり ・資源を有効に生かす無駄の少ないまちづくり ・自然が守られるまちづくり ・健康で安全に暮らせるまちづくり ・協働で環境を守るまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。 ・焼却後の焼却主灰については、可能な限り再利用を図ることで、3R の推進に努める。
<p>第 2 次深谷市総合計画 (平成 30 年 3 月)</p>	<p>深谷市の将来都市像を掲げるとともに、その実現に向けて分野ごとのまちのイメージを示すことで様々な主体が連携、協働することで将来像を達成することを目的としている。 【将来都市像】 元気で笑顔の生産地 ふかや 【基本構想・計画期間】 2018 年～2027 年 (前期計画期間は 2018 年～2022) 【まちのイメージ】 ・健康でいきいきと暮らせるまち (子育て・保険・福祉) ・時代を担う人と文化を育むまち (教育・文化) ・活力とにぎわいのあるまち (産業振興) ・安心とやすらぎを感じられるまち (暮らし・環境) ・快適で利便性の高いまち (都市・生活基盤) ・みんなで創る協働のまち (協働・行政経営)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
<p>深谷市都市計画マスタープラン (平成 24 年 3 月)</p>	<p>深谷市の都市づくりの目標として、都市づくりの基本理念や将来都市像などが定められている。 【都市づくりの基本理念】 ・次世代へ価値ある資産を継承 ・深谷らしさの創造 ・市民との協働 【将来都市像】 (1) 都市づくりのテーマ ・誇りと愛着を持てる 田園都市 ふかや (2) 都市づくりの基本方向 ・各地域の特性を発揮させ、バランスのよい都市づくり ・人にやさしい交通環境の形成 ・安心・安全で、持続可能な都市づくり ・緑の保全と創造 ・市民が誇りと愛着を感じられるような景観の創出 ・市民とともに交流をどうして創造する深谷らしいまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工業用地として整備された川本春日丘工業団地へ設置を行う事で、県土の有効利用を図る。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。
<p>深谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (平成 29 年 3 月)</p>	<p>深谷市のごみ処理基本計画として、基本方針や削減目標値などが示されている。 【基本方針】 ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 ・循環型社会づくりに向けた協働の推進 ・適正処理の推進 【目標値】 平成 38 年度における 1 人/日の廃棄物排出量を平成 25 年から 7%削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、循環型社会の形成に貢献する。 ・工事中及び施設の稼働時における廃棄物は、関係法令を遵守して適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・可能な限り焼却後の焼却主灰の再利用を図る等、3R の推進に努める。 ・施設には省エネルギー機器の導入を図り、廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電する計画である。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表 6-3 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 6-3 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	○	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	○	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○		
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地 利用 関連	市街化調整区域	×	×	都市計画法	
	農用地区域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)	○	×	文化財保護法	
		○	○	埼玉県文化財保護条例	
		○	○	深谷市文化財保護条例	
		-	○	熊谷市文化財保護条例	
		-	×	嵐山町文化財保護条例	
		-	×	寄居町文化財保護条例	
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	
		-	○	熊谷市景観条例	

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表 6-4 に示すように、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地の周辺地域には、保全対象となる住居が分布するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地周辺には水田、ため池、農業用水路等への保水機能が分布しており、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地は工業用地として整備された川本春日丘工業団地内に位置している。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地は工業用地として整備された川本春日丘工業団地内に位置しており、重要な地形・地質等は存在しない。	×
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地の周辺地域は、深谷市内洪水・内水ハザードマップによると、北側の荒川周辺に浸水が想定される区域が存在する。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画周辺には、里山等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境が存在する。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地周辺には身近な緑と地域住民が日常的に自然とふれあう場として、埼玉県農林公園等が存在している。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地周辺には深谷市及び熊谷市指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。	×
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める計画とする。	○
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	温室効果ガス等の排出抑制に努める計画とする。	○
	温室効果ガス等の吸収源整備に努めること。	温室効果ガス等の吸収源整備に努める計画とする。	○
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は低減に努めること。	本事業は廃棄物処理施設の新設であるため、放射性物質の拡散・流出は発生しない。	×

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

深谷市内に位置する計画地は、埼玉県が産業集積のために造成した川本春日丘工業団地内に位置しており、用途地域は工業専用地域であり、一般の住居地域とは一定の距離を有している。

計画地は廃棄物処理施設の設置に十分な面積を有しており、また、主要地方道熊谷寄居線や一般県道小江川本田線から工業団地までのアクセス路も整備され廃棄物の安全な運搬が可能である。

そのため、計画地は本事業を実施するうえで、適した立地環境であると考えられる。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地の選定理由は、上項のとおりであり、このような条件を備える代替地を選定することは難しく、対象事業実施区域の変更は困難であると考えられる。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6-3 及び表 6-4 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 6-5 に示すとおりである。

表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントからの排水は、ボイラの洗浄排水等が考えられるが、これらは、再利用あるいは炉内噴霧処理を行うため、本施設からの排水は発生しない。 ・計画地は川本春日丘工業団地として造成された平坦地であり、本事業では計画地内の部分的な掘削に留まる。 	予測結果により、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設への影響が予測される場合は、それらの影響の回避または低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	現地調査により、計画地周辺において、注目すべき種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避、低減に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	予測結果により、計画地周辺の主要な眺望景観や自然とふれあう場への影響が予測される場合は、それらの影響の回避または低減に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガスの排出抑制に努める。	特になし。